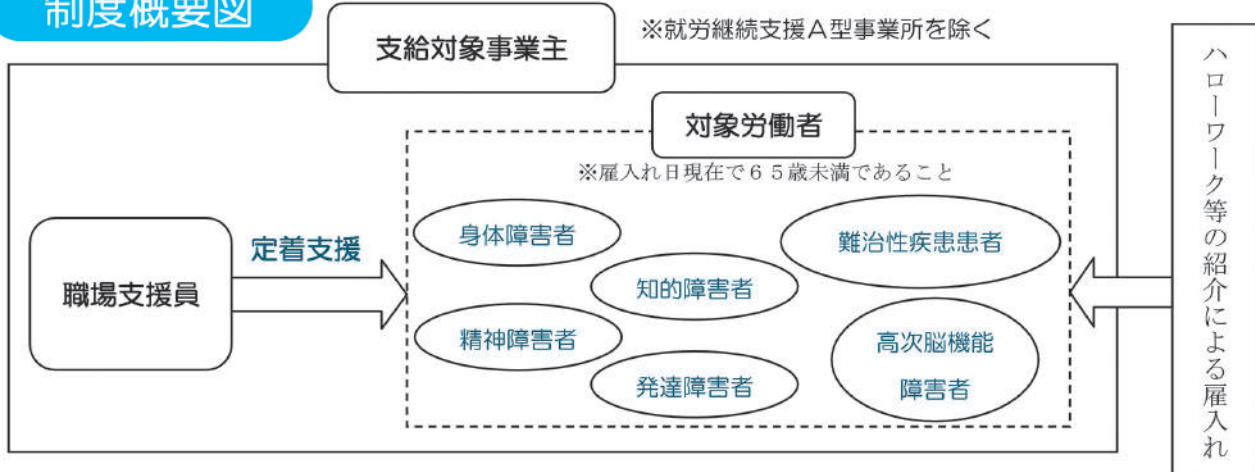


障害者職場定着支援奨励金

ハローワーク等の紹介により、障害者を雇入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するものであり、障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図ることを目的としています。

制度概要図



職場支援員とは

職場支援員とは、以下の①～⑥のいずれかの要件を満たす者をいいます。

①	精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、保健師または障害者職業カウンセラー試験の合格者で、指定の講習を修了した者
②	特例子会社または重度障害者多数雇用事業所での障害者指導・援助の実務経験が2年以上ある者
③	障害者の就労支援機関において、障害者の就業に関する相談の実務経験が2年以上ある者
④	障害者職業生活相談員の資格を有する者であって、資格取得後に3年以上の実務経験がある者
⑤	職場適応援助者養成研修修了者である者
⑥	労働安全衛生法第13条に基づく必置の産業医以外の医師

支給額

対象労働者に応じて、6か月ごとに、最大4回（2年間）にわたって、下記のとおり支給されます。なお、対象労働者が精神障害者の場合は、最大6回（3年間）にわたって支給されます。

①職場支援員を雇用契約または業務委託により配置した場合	対象労働者の区分	中小企業	中小企業以外
	短時間労働者※以外	4万円/月	3万円/月
	短時間労働者	2万円/月	1.5万円/月
②職場支援員を委託契約により配置した場合	委託による支援1回あたり1万円		

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が他の労働者と比べて短く、かつ20時間以上30時間未満である者をいいます。